

## 霊長類研究所における不正経理に関する調査結果について

## 1. 概要

平成30年12月10日、本学監査室が霊長類研究所に係る公益通報を受理し、契約手続の逸脱と横領の疑いという観点で調査を実施していたところ、令和元年5月22日、霊長類研究所及び野生動物研究センターにおける複数の取引において架空取引（不正使用）等の疑いが会計検査院の検査を受けて発覚した。これを受け、当該公益通報を「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」（以下「規程」という。）第13条に定める競争的資金等の不正使用等に関する通報として受理することを決定し、予備調査を開始したが、架空取引（不正使用）等に関する疑念を払拭することができなかつたため、令和元年6月14日、本調査の実施を決定した。

## 2. 調査概要

## (1) 調査体制

「京都大学における競争的資金等の不正使用に係る調査要項」第8条、第9条及び第10条に基づく調査委員会を設置し、調査を実施。

## ① 部局調査委員会（役割：関係者へのヒアリング、書面の検証等に基づく事実関係調査）

（学内委員）

湯本 貴和 霊長類研究所・教授（委員長）  
中村 克樹 霊長類研究所・教授  
畷村 克 霊長類研究所・事務長  
大塚 正人 野生動物研究センター・事務長

（学外委員）

三重 利典 葵法律事務所・弁護士

## ② 本部調査委員会（役割：部局調査委員会の調査結果を検証）

（学内委員）

野田 亮 研究倫理・安全推進担当副学長（～令和元年9月30日）  
公正調査・安全推進担当副学長（令和元年10月1日～）、  
研究推進部・特任教授（委員長）  
潮見 佳男 法務・コンプライアンス担当副学長、法学研究科・教授  
北川 宏 理事補（研究担当）、理学研究科・教授  
柴田 章久 理事補（財務担当）、経済研究所・教授  
中村 一也 総務部長  
真下 宗 財務部長  
浦嶋 真次 研究推進部長

（学外委員）

豊田 幸宏 洛友法律事務所・弁護士

## (2) 調査内容

### ① 調査実施期間

令和元年6月14日から令和2年3月18日まで

### ② 調査対象者

- i 松沢哲郎（現：高等研究院・特別教授、当時：霊長類研究所・教授）
- ii 友永雅己（現：霊長類研究所・教授、当時：霊長類研究所・准教授）
- iii 平田 聡（現：野生動物研究センター教授、当時：霊長類研究所・特定准教授）
- iv 森村成樹（現：野生動物研究センター特定准教授、当時：霊長類研究所・特定助教）

上記iii、ivの対象者については下記③iの調査過程において不正への関与が認められたため、追加で調査対象とした。

### ③ 調査範囲

- i 犬山（霊長類研究所）及び熊本（野生動物研究センター）のチンパンジー用ケージの整備に係るすべての支出に対する調査（100件の契約に関する調査）
- ii 調査対象者が霊長類研究所及び野生動物研究センターにおいて支出等に関係したすべての財源を対象とした調査
- iii 調査票による調査

### ④ 調査対象期間

犬山第1ケージの整備が行われた平成23年度から令和元年8月31日まで。

### ⑤ 調査方法

#### i (2) ③iについて

書面調査においては、これらの支出等に関連したすべての財源について、関係資料を精査し事実確認を実施。

ヒアリング調査については、松沢哲郎 高等研究院・特別教授、友永雅己 霊長類研究所・教授、また当両名が当時所属していた思考言語分野に所属していた教職員、霊長類研究所・野生動物研究センターにおいてチンパンジー用ケージ整備に関係した教職員、それらの取引業者などを対象に実施。

#### ii (2) ③iiについて

(2) ②の調査対象者が支出等に関連したすべての財源について、電子データ、経理書類の他、出勤簿や取引先業者から提供を受けた資料等の関連書類の精査及び、書面による事実確認を実施。

#### iii (2) ③iiiについて

霊長類研究所・野生動物研究センターに現在及び過去に所属したすべての教職員を対象に同種事案の有無を確認するため、調査票による調査を実施。

### 3. 調査結果

#### (1) 2(2)③iに関する調査結果

##### ① 認められた不正の種別と件数

##### i 過大な支出 合計12件

ア 仕様書との乖離により損害が生じた契約 9件

イ 損失補填のため不当に金額を上乗せした契約 3件

##### ii 架空取引 合計14件

ア 納品の実態がないにも関わらず代金の支払いが行われた契約 1件

イ 別の契約ですでに発注されているにも関わらず、再度発注し、二重に代金の支払いが行われた（納入の実績は一度しかない）契約 11件

ウ 正式な契約手続を経ることなくすでに納品が完了していた物品に対し、翌年度以降に架空の発注手続が行われ、代金が支払われていた契約 2件

##### iii 目的外使用 合計1件

最先端研究開発戦略的強化費補助金で購入した2点の物品の内、1点は当該研究目的とは違う用途で使用されており、もう1点は全く使用されることなく保管されていた契約

##### iv 入札妨害 合計7件

仕様策定に関与した取引先業者が入札に参加していた契約

以上、合計34件

##### ② 不正に関与した研究者

##### ( ) 内は現在の所属及び職名

氏名	所属	職名	関与が認められた不正の種別	件数	合計
松沢哲郎	霊長類研究所 (高等研究院)	教授 (特別教授)	・過大な支出 イ ・架空取引 イ ・入札妨害	3件 10件 1件	14件
友永雅己	霊長類研究所 (霊長類研究所)	准教授 (教授)	・過大な支出 ア ・架空取引 ア ・架空取引 イ ・架空取引 ウ ・目的外使用 ・入札妨害	8件 1件 7件 2件 1件 7件	26件
平田 聡	霊長類研究所 (野生動物研究センター)	特定准教授 (教授)	・過大な支出 ア	1件	1件
森村成樹	霊長類研究所 (野生動物研究センター)	特定助教 (特定准教授)	・過大な支出 ア	3件	3件

※件数は延べ数。一つの案件に複数者の関与が認められたものが複数存在する。

③ 経費別の不正に支出された件数及び金額

資金・不正の種別	件数	金額
最先端研究開発戦略的強化費補助金 (内訳)	16件	451,043,378円
①過大な支出 ア	7件	5,300,787円※
②架空取引 ア	1件	2,842,091円
③目的外使用	1件	472,500円
④入札妨害	7件	442,428,000円
科学研究費補助金 (内訳)	6件	20,173,050円
①架空取引 イ	4件	15,174,000円
②架空取引 ウ	2件	4,999,050円
設備整備費補助金 (内訳)	1件	2,019,341円
①過大な支出 ア	1件	2,019,341円
運営費交付金 (内訳)	2件	3,005,287円
①過大な支出 ア	1件	1,619,287円
②架空取引 イ	1件	1,386,000円
寄附金 (内訳)	9件	30,456,000円
①過大な支出 イ	3件	6,048,000円
②架空取引 イ	6件	24,408,000円
合 計	<u>34件</u>	<u>506,697,056円</u>

※「過大な支出」7件のうち6件については「入札妨害」と重複しているため、重複分の金額については計上していない。

④ 不正に支出された金員の使途及び私的流用について

調査の結果、不正に使用された金員はすべて取引先業者に対して支払われていた。被通報者、取引先業者、その他関係者への聞き取り調査等から、取引先業者から研究者側への還流行為や私的流用を示すような事実は確認できず、私的流用は認められなかった。

(2) 2(2)③iiに関する調査結果

調査の結果、不正は認められなかった。

(3) 2(2)③iiiに関する調査結果

調査の結果、不正は認められなかった。

#### (4) 不正の具体的な内容（2（2）③ i に関する調査結果）

##### ① 手法

###### i 過大な支出

- ア-1 契約後の打合せで仕様を固めていくという誤った考えから、教員が杜撰な仕様書を作成していた。契約締結後、仕様を固める際に、変更契約等の必要な手続を経ることなく仕様の変更をした結果、当初の仕様と乖離が生じ、本来、変更契約により契約金額を減額しなければならないところ、減額されずに損害が生じた。
- ア-2 契約後の打合せで仕様を固めていくという誤った考えのもと、取引業者が仕様の変更に応じやすいように、教員が当初から必要以上の過大な仕様書を作成していた。変更契約等の必要な手続を経ることなく仕様の変更をした結果、当初の仕様と乖離が生じ、損害が生じた。
- ア-3 業者の要望に押し切られる形で教員が仕様の変更に応じたことで、不完全な納品となった結果、仕様が満たされなかった部分について、その後の手直し等が行われたが、それでもなお仕様書と乖離が発生し、当初の契約金額より減額となり損害が生じた。
- イ 取引業者に対する損失補填の目的で、他社が提示した見積額に不当に金額を上乗せして当該取引業者に発注し、代金の支払いを行っていた。

###### ii 架空取引

- ア 納品を偽装することにより代金を支払わせていた。
- イ-1 既に発注、納品、支払いが完了している契約に対して、再度発注（場合によっては品名を変え）し、二重に代金を支払わせていた。
- イ-2 既に支払いが完了した契約における不完全な履行について、本来は瑕疵担保として無償での対応を取引業者に求めるべきところ、追加の作業と偽装して新たな発注を行い、二重に代金を支払わせていた。
- ウ 正式な手続を経ずに教員が発注し納品がなされた物品について、翌年度以降、架空の契約手続を行うことにより当該物品の代金の支払いが行われていた。

###### iii 目的外使用

最先端研究開発戦略的強化費補助金で購入した2点の物品の内、1点は当該研究目的とは違う用途で使用されており、もう1点は全く使用されることなく保管されていた。

###### iv 入札妨害

ページの調達にあたっては、その特殊性から、調達を依頼した教員は規程に基づき仕様策定委員に詳細な希求要件等を回答することは自分だけでは困難であり、業者から情報を得ることが不可欠と考えていた。その結果、特定の業者に仕様書や図面の作成を依頼し、当該業者もしくは当該業者から情報の提供を受けた他の業者が入札に参加していた。

##### ② 背景・発生要因等

今回の不正経理の背景、発生要因については次のとおりであった。長期にわたってチンパン

ジーを飼育し、実験に供するという研究分野の特殊性と、これに起因する大型類人猿用の大型飼育設備等を扱う特定の取引先業者と教員との間の長期にわたる密接な関係があった。また、チンパンジー用の大型ケージについて、公的な研究費で整備する以上、研究費の使用ルールを順守しなければならないにも関わらず、正しい手続をとることなく特定の業者に依存していたこと、契約後に仕様を適正な手続を経ることなく軽々しく変更するなど、自らの研究を遂行することのみを優先しており、その背後には順法意識の欠如や会計制度の軽視があった。

チンパンジー用の大型ケージを扱える業者は限られており、そのような業者に依存した関係を保つことで長期にわたって研究を続けてきたという実態がある中で、取引先業者は本学とのこれまでのチンパンジー用ケージに関連する取引において多額の赤字を抱えていると主張しており、教員に対して赤字の補填を要望していた。

以上のような背景もあり、教員は研究を継続的に行うため、架空取引等で取引先業者に対して必要以上の配慮をするなどし、それが研究費の不正使用に至った背景であると判断した。

### ③ 本学の事務体制

今回調査において、当時の事務体制として事務部内でのチェック機能が働いていなかったこと、また、一部の思考言語分野の教員に対して、事務職員が強く意見が申せない状況であり、会計手続上で問題があることに気づいても、それを指摘・是正できるような関係になかったことが確認された。その結果、適正ではないことを知りつつも、教員の判断を追認せざるを得なかったことも今回の事案の背景にあった。

## 4. 再発防止策

本学では、平成19年10月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「競争的資金等の適正管理に関する規程」を制定し、平成21年2月には「競争的資金等不正防止計画」を策定している。更に、平成26年2月のガイドラインの改正を受け、規程の全部改正を行い、体制の整備やコンプライアンス教育を実施するなど、これまでに公的研究費の適正管理や不正経理の防止に向け、様々な措置を講じている。

しかしながら、今回の不正経理事案に関する調査で明らかになった発生要因等を踏まえ、今後、二度とこのような問題が生じないように、改めて一層の取り組みの強化を図る。具体的には、以下の再発防止策を実施する。

### (1) 契約手続について

- ・ 今回のチンパンジー用の大型ケージ関連の契約では、仕様について具体的な内容や範囲が明確に残されておらず、後から仕様を特定できない事案が多く見られた。このような状況では、具体的な発注内容の把握が困難であり、架空発注が可能な状況であったことは否めないことから、発注時に仕様の内容を明確化することを、全学的に再度周知徹底する。
- ・ 今回の調査では、契約手続において問題のある事項が認められ、教職員に契約制度に係る理解不足があったことから、「研究費使用ハンドブック」において、説明をより充実させることにより、周知・徹底する。また、本学の発注制度を十分に理解して本学と取引を行うよう、取引業者に対しても改めて周知する。

- ・発注内容が明確になっているか、フォローアップ調査を行う。また、特定業者との取引の偏り等によるリスクについては、内部監査をはじめとした会計システム情報を活用した検証等を通じて、適切な運用となっているか、確認する。

## (2) 納品検査について

大型ケージの納品検査に関して検査を実施した者の認識が十分ではなく、必ずしも適切な検査が実施できていなかったことが確認されたことから、以下の再発防止策を実施する。

- ・「研究費使用ハンドブック」において検収・検査制度、検収・検査に携わる教職員の権限と責任についての説明をより充実させることにより周知・徹底する。
- ・検査に対する教職員の意識高揚のため、また、検査に疑義が生じた際の責任の明確化のため、今後は検査担当の教職員の自署によるサインを義務化する。
- ・霊長類研究所では、検収の実施にあたっては、これまでは業者が納品時に検収所を訪れたのか、宅配便による納品等のため教員が検収所に持ち込んで検収を受けたのか、あるいは検収担当者が納品先に出向いて検収を実施したのか等、納品事実の詳細を記録していなかった。しかし、今回の事案に鑑み、業務報告書に、納品業者、検収形態（持込、現地訪問等）およびその時間帯を記録するよう改める。
- ・市販されておらず形態が複雑であるものは、仕様書と対比したチェックリストを作成し、項目一つ一つについて検査を行うこととする。

## (3) 教職員への会計研修の充実

- ・例年実施する e-Learning 研修「研究費等の適正な使用について」の受講対象者に対して、上記内容を踏まえた「発注・検収・検査に関する e-Learning 研修」を実施する。問題の中で、正答率が悪い内容については、一層の理解促進に向け、その結果を今後の研修や周知に活用する。
- ・今回の不適切な処理について、「研究費使用ハンドブック」や e-Learning 研修において事例として取り上げ、全学的に教職員に対し、注意を促す。また、研究費を不正に使用することだけでなく研究費の不正使用に加担したり研究費の不正使用を黙認したりしてはいけないことを「研究費使用ハンドブック」や e-Learning 研修で改めて取り上げ、全学的に注意を促す。
- ・研究費の適正管理に関する資料や会計規程を始めとした各種規程等のコンプライアンス順守に係るコンテンツを用意し、教職員に対し受講を義務づける。

## (4) 事務機能向上に向けての取組み

- ・不正が発生した霊長類研究所においては、さらなる円滑かつ厳格な業務の遂行体制を確立するため、特に経理関係業務におけるチェック体制を強化することを優先課題とし、十分な専門的知識を有した事務職員を配置する等、適材適所の人員配置を行う。
- ・今後、遠隔地部局において大型の外部資金獲得により業務負荷が増加する等の対応が生じた際には、本部もしくは関係共通事務部との連携により、状況に応じて共有を行いチェック機能が強化できる体制を構築する。

(5) ルールを逸脱した事務処理に対する取り組み

- ・事務担当者から注意をしているにも関わらずルールを逸脱した事務処理が繰り返し実施されている場合の対応については、第5次不正防止計画（平成29年10月改定）において部局管理責任者（部局長等）が当該逸脱者に対して改善を指導することとしており、さらに引き続き徹底していく。